

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」）に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日現在町内に固定資産を所有している人

※年の途中で土地・家屋の売買があった場合

1月2日以後に、売買などで固定資産の所有権が他に移転しても、1月1日現在の所有者にその年度の納税義務があり、新しい所有者には翌年度から納税義務が発生します。

対象となる資産

土地・家屋・償却資産が固定資産税の対象となります。

土地	田・畑・山林・宅地・原野・その他の土地
家屋	住宅・店舗・工場・事務所・倉庫・その他の建物
償却資産	事業のために用いる機械・器具・備品など

税率と免税点について

〈税率〉1.4%

〈税額〉課税標準額×1.4%

※原則として、評価額が課税標準額となりますが、特例等が適応される場合は異なります。

〈免税点〉町内に同一人物が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

家屋を新築・取壊等を行ったとき

【新築・増築をしたときは】

江北町内に家屋を新築や増築した場合は、翌年度から固定資産税の課税対象となりますのでご連絡ください。

【家屋の取壊しをしたときは】

家屋の一部もしくは全部を取り壊した場合には届出をお願いします。ただし、管轄法務局で滅失の登記を完了された家屋については、届出は必ずしも必要ではありません。
※法務局に登録されている家屋については、家屋滅失届を提出しても滅失の登記をしない限り登記は残ったままとなりますのでご注意ください。

【未登記家屋の所有者を変更したとき】

売買、譲渡、相続等により未登記家屋の所有権変更をする場合は届出をお願いします。

